

VI 退職したとき

1 退職（資格喪失）に伴う手続き

（1）健康保険の手続き

【退職後の医療保険の仕組み】

退職した日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格がなくなります。

また、他支部又は他共済へ転出したときは、転出した日から組合員資格がなくなります。

資格喪失日以降は、組合員証及び被扶養者証等は使用できなくなりますので、医療機関等を受診した場合は、医療費を返還いただくことになります。

なお、資格喪失後は下表を参考に医療保険制度に加入することになりますので、退職後も引き続き受診される方は、医療機関等の受診の際に退職後に加入された健康保険制度に切り替わっていることを申出てください。（公立学校共済組合の被保険者として引き続き場合は、医療機関等への申出は不要）

退職（資格喪失）

A：再任用フルタイム勤務（週 38 時間 45 分）及び再任用短時間勤務（週 20 時間以上）

B：健康保険制度の適用がある再就職

C：常勤の臨時任用職員及び任期付職員

D：非常勤職員（週 20 時間以上で2か月を超えて任用される見込かつ賃金月額 8 万 8 千円以上）

E：再任用勤務（週 20 時間未満）・非常勤（Dの条件に該当しない任用形態）もしくは健康保険制度の適用がない再就職または再就職しない

任意継続組合員の加入については 

VI
退職したとき

A：再任用フルタイム勤務（週 38 時間 45 分）及び再任用短時間勤務（週 20 時間以上）

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部
組合員証等	現職の「組合員証」等をそのまま継続
被扶養者	既に被扶養者認定されている場合、そのまま継続 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消の手続きが必要)

B：健康保険制度の適用がある再就職

健康保険の加入先	就職先の健康保険（全国健康保険協会（社会保険）など） ※健康保険制度の適用があるかどうかは、再就職先の雇用先にて確認してください。適用の場合は、優先して加入になるため、任意継続組合員への加入はできません。
組合員証等	退職時の勤務校へ預けるか、資格担当へ返納してください。 ※ 「資格喪失証明書」が必要な方は、◎「資格喪失証明書交付申請書」に組合員証等を添えて資格担当へ提出してください。
被扶養者	組合員と同時に被扶養者も資格喪失します。 被扶養者の健康保険証の手続きは、就職先で手続きを行ってください。

C：常勤の臨時的任用職員及び任期付職員

常勤の臨時的任用職員及び任期付職員（育休代替・産休代替・配偶者同行休業代替）については、令和2年4月1日の地方公務員法の改正により、任用の初日から公立学校共済組合の組合員の資格を取得します。

また、下表のように同一の任命権者による任用が、退職から9日以内に再任用される場合など、事実上の任用が中断することなく存続できていると勤務実績に照らして判断される場合には組合員資格は喪失しないものとして取り扱います。任用については、各任命権者が決定します。

ア 同一の任命権者による任用が9日以内（空白期間が8日以内）に行われる場合

※前任用の終期後、次の任用の終期までもの間も組合員期間は継続します。

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部
組合員証等	現職の「組合員証」等をそのまま継続
被扶養者	既に被扶養者認定されている場合、そのまま継続 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消の手続きが必要)

イ 同一の任命権者による任用が9日以内（空白期間が8日以内）に行われない場合

※前任用の終期後、次の任用までの間の組合員期間は継続しません。

健康保険の加入先	(空白期間後) 公立学校共済組合大阪支部 ※次の任用日からの資格取得になるため、再度、資格取得の手続きが必要
組合員証等	・前任用の終期後、組合員証は所属所又は資格担当へ返納してください。 ・次の任用の所属所で、新たに組合員証の交付をします。P24
被扶養者	・組合員と同様に、被扶養者の認定申告が必要です。 ・次の任用先校にて、新たに被扶養者認定申告を行ってください。 なお、組合員証の交付時期とは異なります。P34

ウ 異なる任命権者に任用される場合

※前任用の終期後、次の任用の始期までは組合員期間は継続しません。

(注) 前任用の終期後、1日も空かず引き続き異なる任命権者に任用される場合、組合員証番号の変更する手続きが必要となる場合があります。P25

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部
組合員証等	・前任用の終期後、組合員証は所属所又は資格担当へ返納してください。 ・次の任用の所属所で、新たに組合員証の交付をします。P24
被扶養者	・組合員と同様に、被扶養者の認定申告が必要です。 ・次の任用先校にて、新たに被扶養者認定申告を行ってください。 なお、組合員証の交付時期とは異なります。P34

任命権者とは

大阪府内における任命権者の区分は、以下のとおりです。

区分	府費負担教職員 (豊能地区は、それぞれ異なる任命権者)	大阪府費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く市費負担及び 公立大学の教職員
	府費	大阪府費	堺市費	市費※

※市が異なる場合は、異なる任命権者として取り扱います。

D：非常勤職員（週 20 時間以上で 2 か月を超えて任用される見込みかつ賃金月額 8 万 8 千円以上）

ア 同一の任命権者による任用が、1 日も空かずに行われる場合

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部
組合員証等	現職の「組合員証」等をそのまま継続
被扶養者	既に被扶養者認定されている場合、そのまま継続 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消の手続きが必要)

イ 同一の任命権者による任用が、1 日以上空白期間がある場合（注）

健康保険の加入先	（空白期間後）公立学校共済組合大阪支部 ※任用日からの資格取得になるため、改めて資格取得の手続きが必要
組合員証等	・ 前任用の終期後、組合員証は所属所又は資格担当へ返納してください。 ・ 次の任用の所属所で、新たに組合員証の交付をします。 
被扶養者	・ 組合員と同様に、被扶養者の認定申告が必要です。 ・ 次の任用先校にて、新たに被扶養者認定申告を行ってください。 なお、組合員証の交付時期とは異なります。 

（注）前記、C：常勤の臨時的任用職員及び任期付職員とは、取り扱いが異なります。

同一任命権者であっても「空白期間」があれば、組合員期間は継続しない場合があります。

E：再任用勤務（週 20 時間未満）・非常勤（D の条件に該当しない任用形態）若しくは健康保険制度の適用がない再就職または再就職しない

下表の①～③のいずれかを選択（①・②は、保険料の納付が必要）

① 公立学校共済組合の任意継続組合員（申出要項はP88参照）

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部 *年金制度への加入はありません。
組合員証等	退職時（現職）の組合員証は使用できません。 ・ 事前申出（在職中）の場合※：退職日以降に、資格担当へ返納してください。 ・ 事後申出（退職後）の場合：「任意継続組合員申出書」に添えて返納してください。 「任意継続組合員証」は、掛金入金処理後、順次ご自宅へ送付します。
被扶養者	現職のときから被扶養者認定されており、要件が引き続く場合は、任意継続組合員の被扶養者として継続します。 ただし、就職等で認定要件から外れる場合、いずれかの手続きをしてください。 ・ 「任意継続組合員申出書」内に被扶養者認定取消する対象者の氏名を明記する。 ・ 「任意継続組合員証」等が到着後、「任意継続被扶養者取消申告書」の提出 (注) 65 歳未満の現職組合員に扶養されていた 20 歳以上 60 歳未満の配偶者の方は、居住地の各市区町村の国民年金担当窓口で国民年金への加入手続きが必要ですが、当共済組合の「資格喪失証明書」の交付はできませんので、任意継続組合員被扶養者証をご提示ください。

※例年、1 月下旬頃に手続き及び当年度の受付期間等を通知文書にてお知らせします。

② 国民健康保険に加入する

健康保険の加入先	居住地の市区町村の国民健康保険
組合員証等	退職日以降、◎「資格喪失証明書交付申請書」に組合員証等を添えて、資格担当まで返納してください。 →「資格喪失証明書」は、ご自宅あてに送付します。
被扶養者	組合員と同時に資格喪失しますので、「被扶養者認定取消申告書」の提出は不要です。 被扶養者の健康保険証の手続きは、国民健康保険課の窓口へお問い合わせください。
手続きについて	<u>退職日より、14日以内</u> に、居住地の市区町村の国民健康保険主管課の窓口にて手続きが必要です。 (注)国民健康保険の加入手続きには、「資格喪失証明書」が必要です。 手続きが遅れると、無保険期間が生じる恐れがありますのでご注意ください。

③ 家族が加入している健康保険の被扶養者になる

健康保険の加入先	家族が加入している健康保険 ・被扶養者の認定基準等は、健康保険制度によって異なります。 認定要件等は家族が加入している健康保険へご確認ください。
組合員証等	退職時の勤務校へ預けるか、資格担当へ返納してください。 ※「資格喪失証明書」が必要な方は、◎「資格喪失証明書交付申請書」に組合員証等を添えて資格担当へ提出してください。 →「資格喪失証明書」は、ご自宅あてに送付します。
被扶養者	組合員と同時に資格喪失しますので、「被扶養者認定取消申告書」の提出は不要です。 ※被扶養者の新たな健康保険証の手続きは、家族が加入している健康保険へご確認ください。

一般組合員のみ

(2) 年金の手続き 公的年金制度のしくみ

① 一般組合員（公務員厚生年金）の資格を喪失する場合（死亡退職除く。）

資格喪失時の年齢により、以下のいずれかの処理をします。提出物は下表のとおりです。

「年金待機者登録」 将来年金を受給するための情報（組合員期間や給料等）を登録します。

「年金改定」 年金を再計算し、在職による年金支給停止を解除します。

60 歳以上で年金の繰上げ請求を希望する方は、年金担当までご相談ください。 

	資格喪失前の任用形態等	提出物	処理	書類入手方法
年金受給開始年齢 未満	正規職員（定年）	退職届書 ※1 履歴書 ※2	年金待機者 登録	支部から所属所 （本人）あて送付
	正規職員（早期退職等）	履歴書 ※2 ※3		
	・再任用フルタイム職員 ・任期付職員 ・フルタイムの 12 月超勤務の非常勤職員	なし ※3		
年金受給開始年齢 以上	・再任用フルタイム職員 （65 歳） ・65 歳定年の大学教員	老齢厚生年金「改定」請求書	年金改定 ※4	支部から自宅あて 送付 大学は事務局あて 送付
	・再任用フルタイム職員 （65 歳を除く 64 歳以上） ・任期付職員 ・フルタイムの 12 月超勤務の非常勤職員	退職・資格変動調査票 （年金受給者用）	年金改定 ※4	支部ホームページから 様式ダウンロード

※1 退職届書は、「一般組合員」から「短期組合員」へ組合員種別が変更になる場合は、提出不要です。 

※2 退職手当用とあわせて作成し、各教育委員会の案内に従い提出してください（大阪市及び堺市の学校園、大学、教育庁が所属所の教職員を除く）。 

※3 退職届書は、共済組合で資格喪失を確認後、所属所へ送付します。所属所で退職日を確認し、本人を通さず提出してください。退職後概ね 6 か月内に年金支給年齢に達する場合は、待機者登録を行わずに誕生月の前月に支部から年金請求書類を自宅あて送付します。

※4 必要に応じて年金決定、待機者登録手続きを案内する場合があります。

② 引き続き大阪支部以外の一般組合員（公務員厚生年金）の資格を取得する場合

公務員の年金制度（他共済、他支部）に 1 日も空けずに異動する場合は、「組合員転出届書」と「履歴書」を提出してください。異動先の他支部・他共済で大阪支部での年金加入期間等の登録を行います。

例：知事部局職員、市町村教育委員会の職員、他府県の公立学校教員、国立の教員になる。

③ 死亡退職の場合

組合員が死亡した場合、その遺族に遺族厚生年金が支給されます。 

遺族厚生年金の請求には履歴書が必要です。 

※遺族厚生年金を受けることができる遺族は、遺族の範囲と順位が定められています。

④ 短期在留外国人の資格喪失の場合

日本国籍を有しない年金受給資格期間 10 年未満の組合員が支給要件を満たす場合、脱退一時金を請求できます。 

【履歴書の作成】

正規職員が一般組合員資格を喪失（定年退職・早期退職）される場合は、下記の「基本的な履歴書の流れ」を参考に、履歴書を各教育委員会の案内に従い、退職手当用とあわせて作成・提出してください。（年金用に2部必要。通常は、退職手当用に1部、任命権者の控用に1部で、合計4部）

また、他共済や他支部へ「転出」する場合も、履歴書の提出が必要です。

履歴書の記入要領については、「年金手続きのしおり」（大阪支部 HP に掲載）をご参照ください。

※履歴事項に行政処分等（禁錮以上の刑・懲戒・停職・退職手当の支給制限）がある方は、正規職員以外の再雇用フルタイム職員、任期付職員、12月超え勤務のフルタイム非常勤職員の方も、履歴書を提出してください。

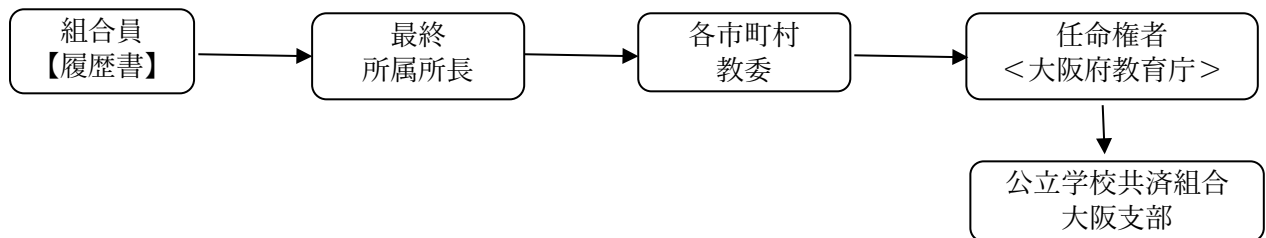
様式は、公立学校共済組合大阪支部のホームページからダウンロードできます。

- ・PDF形式：HP [公立学校共済組合大阪支部](#) [検索](#) → 様式集 → 長期給付関係（年金）の様式
- ・Word形式：HP [公立学校共済組合大阪支部](#) [検索](#) → 組合員専用ページ（都道府県選択、組合員証番号、生年月日を入力してログイン） → 様式集

○ 基本的な履歴書の流れ

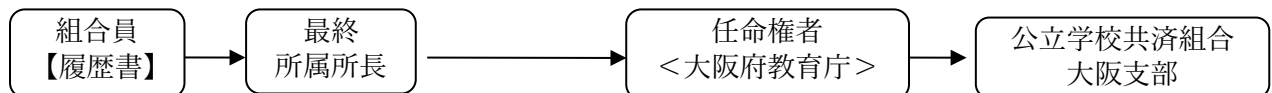
I) 市町村立学校が最終所属の方 <府費負担教職員に限る>

※ただし大阪市立・堺市立・豊能地区3市2町（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）の学校は除く。



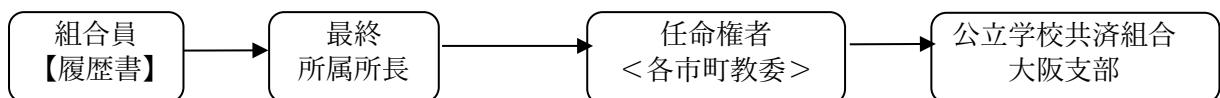
II) 上記を除く学校及び幼稚園が最終所属の方

① 大阪府立学校



②

- ・ 豊能地区3市2町（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）立小中学校・幼稚園等
- ・ 岸和田市立産業高等学校・東大阪市立日新高等学校<市費負担>
- ・ 市立幼稚園等



③ 堺市立又は大阪市立学校

任命権者が履歴書を作成するため、組合員が履歴書を用意する必要はありません。
ただし、大阪市における退職手当の請求には、履歴書の作成が別途必要です。

III) 上記 I) II) を除く所属所が最終所属の方

- ・ 大阪府教育庁の職員
- ・ 大学の教職員

任命権者が履歴書を作成するため、組合員が履歴書を用意する必要はありません。

(3) 貸付金の償還手続き

(4) 退職後の給付

組合員が退職後、国民健康保険の被保険者又は家族が加入している医療保険の被扶養者(注1)の資格を取得した場合には、下表の給付に限って受けることができます。

(注1) 給付金が恒常的収入に該当し、他の医療保険の被扶養者としての認定基準を超える場合があります。給付を受けることで家族の医療保険の被扶養者になれない場合がありますので、退職後に加入される健康保険組合等へご確認ください。

任意継続組合員の資格を取得した場合は、下表の給付とは異なりますので「任意継続組合員のしおり」をご覧ください。

区分	支給要件	給付額	提出書類
出産費	組合員期間が1年以上あった者(注2)が、退職後6か月以内に出産したとき	420,000 円 ・産科医療保障制度加入機関において在胎22週以上で出産(死産含む)した場合 〔産科医療補償制度非加入機関での出産は、408,000 円〕	
※ 退職後に加入した健康保険組合等から同様の給付を受ける場合は給付されません。			
出産手当金	組合員期間が1年以上あった者(注2)が、出産予定日(出産日)が退職日から42日以内であるとき	支給開始日(注3)の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3× <u>日数</u> (日数は土曜日及び日曜日を除く。) 支給期間は下記※の期間	◇出産手当金請求書(暦月単位で請求) ・退職後に加入した医療保険証の写し ・退職月の出勤簿の写し
※ 出産手当金の支給期間は、出産の日(出産の日が出産予定日後であるときには出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は出産の日以前98日)から出産の日後56日までの間 ただし、退職日までの支給期間において、支給された報酬額が出産手当金の給付額を上回っていた場合は、出産手当金は支給されません。			
傷病手当金	組合員期間が1年以上あった者(注2)が、公務によらない傷病による療養のため、勤務に服することができず、退職日において次の①又は②に該当し、退職後も引き続き療養のため勤務に服することができないとき ①傷病手当金を受給中に退職した。 ②退職日が療養のため勤務に服することができなくなった日から4日目以降であり、かつ退職日において療養のため勤務していない。	支給開始日(注3)の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3× <u>日数</u> (日数は土曜日及び日曜日を除く。) 支給期間は1年6か月 (結核性の病気は3年)	◇傷病手当金請求書(暦月単位で請求) ・退職後に加入した医療保険証の写し ・年金証書の写し(年金受給者のみ) ※支給要件②の場合は、退職月の出勤簿の写し
※ 老齢厚生(退職共済)年金、障害厚生(共済)年金、障害手当金及び障害基礎年金のいずれかの支給を受けることとなったとき以後は、傷病手当金の額が老齢厚生年金等の額を上回るときに、その差額を支給します。			
埋葬料	組合員が退職後3か月以内に死亡したとき	50,000 円	

(注2) 組合員期間の考え方は、任意継続組合員の加入要件と同様です。 

(注3) 退職日の翌日から退職後の傷病手当金等を支給開始する場合は退職日となります。

2 任意継続組合員について

退職日まで引き続き1年と1日以上組合員（他の公務員共済の組合員期間も含む。）※であった者（後期高齢者医療の被保険者等でないものに限る。）が任意継続組合員となることを希望するときは、退職日から20日以内に「任意継続組合員申出書」を提出し、かつ、掛金を払い込むことにより、退職後、最長で2年間、任意継続組合員になることができます。

任意継続組合員は、在職中と同じように短期給付（休業手当金・介護休業手当金・育児休業手当金を除く。）を受け、福祉事業の一部も利用できます（年金制度への加入はありません）。

なお、再任用フルタイム勤務等の任用が終了した方も任意継続組合員になることを希望することができます。

また、任意継続組合員期間中においては、申出により、任意継続組合員でなくなることができます。詳細については、「任意継続組合員証」等の送付時に「任意継続のしおり（様式含む。）」を同封しておりますのでご確認ください。

- ・「1年と1日以上 of 組合員期間」には、公立学校共済組合以外の公務員共済の組合員期間も含みます。
- ・「1年と1日以上 of 組合員期間」には、公立学校共済組合等の任意継続組合員であった期間は含みません。

※ 令和4年10月1日に法改正等により公立学校共済組合大阪支部に加入となった組合員については、令和4年9月30日まで社会保険の加入であった期間についても、組合員期間としてみなします。当該、みなし期間を含んで「1年と1日以上 of 組合員期間」の要件を満たすとき、任意継続組合員となる申出が可能です。

（1）任意継続組合員の申出期間

- ・ 事前申出（在職中）：例年2月中旬頃
 - ・ 事後申出（退職後）：退職日から20日以内
- 年度末退職者については、事前申出期間があります。
詳細は、例年2月頃に所属所への通知文及び大阪支部のホームページ（期間中のみ掲載）を確認してください。

（2）提出書類

- ・ ◎「任意継続組合員申出書」（退職時の所属所長の受付印等が必要）
 - ・ 組合員証
 - ・ 組合員被扶養者証
 - ・ 高齢受給者証
 - ・ 「限度額適用認定証」又は「特定疾病療養受療証」
- 交付者のみ

（3）任意継続組合員の被扶養者について

在職中から認定されている被扶養者が要件を満たしている場合は、引き続き認定を継続します。ただし、被扶養者の要件がなくなる場合は、下記のいずれかの手続きが必要です。

- ・ 「任意継続組合員申出書」を提出の際に、申出書内に被扶養者認定取消する対象者の氏名を明記してください。
- ・ 「任意継続組合員証」等が到着後、「任意継続組合員のしおり」内の様式「任意継続被扶養者取消申告書」及び確認書類を提出してください。

（注） 65歳未満の現職組合員の退職により、扶養されていた20歳以上60歳未満の配偶者の方は、居住地の各市区町村の国民年金担当窓口で国民年金の手続きが必要ですが、当共済組合の「資格喪失証明書」の交付はできませんので、任意継続組合員被扶養者証をご提示ください。

(4) 任意継続組合員の掛金額について

令和5年4月1日現在

区 分	任意継続組合員の掛金率
短 期	93.2/1000
介 護	16.0/1000

ア 40 歳以上 65 歳未満の方

任意継続掛金標準額×短期任意継続掛金率 + 任意継続掛金標準額×介護任意継続掛金率
〔円未満の端数切り捨て〕

イ 40 歳未満又は 65 歳以上の方

任意継続掛金標準額×短期任意継続掛金率
〔円未満の端数切り捨て〕

任意継続掛金標準額は、次の(ア)又は(イ)のうち低い方の額です。

(ア) 退職時の標準報酬月額

退職した月の掛金の標準となった標準報酬月額(最高限度額 1,390,000 円)をいいます。

(イ) 平均標準報酬月額

公立学校共済組合の全組合員の毎年9月30日における標準報酬の月額の平均額(令和5年度は 410,000 円)です。

(5) 掛金の払込みにについて

ア 掛金の払込方法は、次の「前納払込み」か「毎月の払込み」のいずれかを選択してください。
なお、掛金額は年度ごとに、選択した払込方法でご案内します。

前納払込み	払込方法	振込依頼書(共済組合発行)
-------	------	---------------

払込期限までに払い込むと、割引の適用を受けられます。

以下の内容は、年度末退職の方を対象としています。

事前申出の場合

前納払込期間	月数	払込期限
4月分～翌年3月分	12か月	3月31日
4月分～9月分	6か月	3月31日
10月分～翌年3月分	6か月	9月30日

退職後に申出の場合

前納払込期間	月数	払込期限
4月分(割引無し)	1か月	4月19日
5月分～翌年3月分	11か月	4月30日
4月分(割引無し)	1か月	4月19日
5月分～9月分	5か月	4月30日
10月分～翌年3月分	6か月	9月30日

毎月の払込み

振込方法

口座振替又は振込依頼書

(ア) 口座振替は、りそな銀行の指定預金口座より当該月の前月 25 日(銀行休業日の場合は繰下げ)に行います。ただし、年度末退職者のみ利用可能です。

新たに任意継続組合員となった方の初回の口座振替は、7 月分の掛金(6 月 25 日)からです。4 月～6 月分の掛金は、振込依頼書による払込みが必要です。

(イ) 振込依頼書による払込みの場合、払込期限は任意継続組合員資格を継続しようとする月の前月末日までです。払込期限までに払込まないと、翌月から資格を喪失します。

なお、初回の払込期限は退職の日から起算して 20 日以内です。

イ 月の中途に任意継続組合員資格を取得した場合は、その月から掛金が必要です。

ウ 任意継続組合員資格を取得した月に資格喪失した場合、当該月分の掛金が必要です。

(6) 福祉事業について

任意継続組合員が利用できる福祉事業は現職の組合員と異なります。下表をご参照ください。

詳細は任意継続組合員証交付時に配付する「任意継続組合員用 厚生事業のしおり」をご確認ください。

利 用 可 能	利 用 不 可
○健診事業(共済健診) ※自己負担額は現職の組合員と異なります。 ○特定健康診査・特定保健指導(年度末年齢 40 歳以上の方のみ) ○相談事業(無料法律相談、近畿中央病院(OMC)による相談) ○トレーニング施設利用助成	○厚生施設宿泊利用補助 ○会食利用補助 ○長期組合員退職記念事業 ○結婚式場利用補助 ○法要利用補助 ○ベビー用品配付事業 ○[本部事業]による各種相談事業(近畿中央病院による相談を除く。)

3 宿泊施設特別利用者証について ※これは宿泊補助制度ではありません。

退職後、公立学校共済組合直営の宿泊施設・保養所を利用される場合に、「宿泊施設特別利用者証」を施設に提示することで、一般料金と比較して若干有利な組合員料金で利用できます。この利用者証で家族の方(配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹)も組合員料金で利用できます。

また、他の共済組合が経営する宿泊施設を利用される場合でも、「宿泊施設特別利用者証」を施設に提示することで、当該共済組合の組合員等と同一又はそれに準ずる宿泊料金で利用できます。ただし、家族の方は一般料金となります。

* 退職予定者のうち、希望される方へ小冊子「やすらぎの宿」とともにお渡しします。「宿泊施設特別利用者証」は小冊子に挟んでいる白い台紙に貼付していますので、剥がして氏名を記入のうえ、ご利用ください。

なお、クレジットカード機能の付帯した「公立共済メンバーズカード(※)」には「宿泊施設特別利用者証」の機能があります。

※公立共済メンバーズカード： 組合員・退職者・年金受給者の利便性と宿泊施設利用促進のためのカードです。
 問合せ：公立共済メンバーズデスク：0120-258-678 (フリーダイヤル)
 受付時間：9 時 30 分～17 時 30 分
 インターネットでオンライン申込も可能 ⇒ <https://www.kourituyasuragi.jp/memberscard/>